大阪市に寄せられた要望等と対応方針【対応方針の検討が必要なもの】（令和８年９月分）

本市に寄せられた要望等について、対応方針を検討し、対応したものを掲載しています。

◆ その他

	要望者区分	市民		
要望日	令和８年８月６日（木曜日）	回答日	令和８年９月４日（金曜日）	
標　題	大阪市総務局行政部行政課 文書グループ 御中			
要望等の概要	本件（大総務行第 27 号関連）における市民からの「要請・苦情等の記録（要望等記録)」として、以下の通り強く要請し、庁内記録への確実な収載を求めます。 【要請・申入れ事項】 行政側の事務上の不備（納入通知書の未同封・発行遅延等）に起因して生じた事態に対し、市民に何ら義務のない「ご理解ご協力」といった不誠実な定型表現を重ねて文書化・送付してくる運用を直ちに撤回・是正すること。 【理由】 （１） 納入金額すら提示されていない段階において、市民側には何ら受忍義務も「協力」する義務も存在しないため。 （２） 行政の不備や説明責任の放棄を「市民側の理解と協力」という言葉で置き換え、責任をうやむやにする対応は著しく不適切であるため。 本要請内容を要望等記録として適切に受領・記録し、今後の対応に反映させることを強く求めます。			
対応方針の概要	ご指摘いただきました大総務行第 27 号に係る当方のメール文末の定型表現（「ご理解、ご協力を賜りますよう」等）につきましては、市政運営に関する一般的な結語として記載したものであり、本件手続に関して特定の見解の受入れ等を求める趣旨ではございません。 なお、ご意見でいただいた点を踏まえ、今後のご案内文については、手続の経緯がより明確に伝わる記載となるよう留意いたします。 以上のとおり要望者に回答しました。			
担当部署	総務局　行政部　行政課（文書グループ）		電話	06-6208-7433